

デジタルプラットフォーム/データ利活用に係る制度整備について

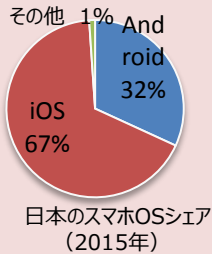
経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

競争政策

デジタルプラットフォームには利用者との間で強固なネットワークが構築されやすいなどの特性があり、囲いこみと独占が生じやすい。

1. デジタルプラットフォームの取引実態

- スマホOSは2社による寡占市場。
- スマホのアプリは、OS事業者が運営するアプリストアから入手。そのため、OS事業者＝ストア事業者がアプリ提供者に優位する市場になっている。



【確認できた事例】

- ストア事業者は、自らを経由しない決済手段を原則禁止するとともに、経由するたびに売上の30%程度の手数料を徴収。
- 一部のストアでは、提供者は、ストア事業者が示す表の中から価格を選ばざるを得ず、自由な価格設定ができない。
(例) 120円、240円、360円・・・という単位でしか設定できない。
- ストア事業者が共通通貨を禁止しているため、ユーザーは余った分を他のアプリで使用できない。
(例) A社のアプリaの利用を止めても、余ったコインは同社のアプリbでは使えない。
- 一部のストア事業者が競合アプリを制限し、競争を排除（ユーザーも不便に）。
(例) スタア事業者B社の音楽アプリではアプリ内で楽曲購入できるが、（B社による制限のため）C社・D社の音楽アプリではできない。
- ストア事業者は提供者に代わって返金可能な契約になっているが、返金の際に理由・相手・金額等の情報が提供者に伝えられないため、適切な対応ができない。
(例) 提供者にクレーム内容が伝わらないため、アプリの品質改善につながらない。
相手が不明なため、別途要求があれば提供者からも二重に返金せざるを得ない。
- ストア事業者のアプリ審査基準が不透明で、予測や修正対応が困難。
- ストアを用いずwebで検索しても、ストアのアプリが上位に表示される。
- スマホ等の情報通信機器の製造や電子書籍の販売では、秘密保持契約が締結され、情報提供の障害となっているおそれがある。このため、公取委による強制力を伴った調査が必要との指摘も。

データ利活用・保護／知的財産

データの利活用により、新たなビジネスやより高品質なサービスが生まれ、国民生活の向上に繋がる。一方で、保護と活用とのバランスが大事。

2. データの利活用と知的財産の実態

- 個人情報については、現時点では、匿名加工や同意の取り方等に明確な基準がなく、企業は慎重にならざるを得なくなっている。
- 企業等が収集したデータを他者へ提供することについては、データを提供することによるメリットが現状では見えていない。
- 他者の権利を侵害せず、データ交換を行う商慣行や決まりが根付いておらず、当事者間の権利関係の整理も円滑に進んでいない。
- 収集したデータベースや開発した技術自体が、簡単にフリーライドされる恐れがあると、データ提供や投資のインセンティブが湧かない。

3. 今後の取組

- 取引実態の把握をさらに進め、類型化等の整理を行い、積極的かつ迅速に対応。なお、独禁法違反があれば、公取委は厳正・的確に法執行。
- 公正な競争環境を確保しイノベーションを促進するための政策的対応について、産業振興の観点から、研究会等で検討。
- 個人情報の匿名加工作成マニュアルを策定するとともに、個人情報保護委員会の定める基準に沿った分野別の指針の策定を促す。
- 知的財産システムの在り方についての検討
 - － データの利活用促進に向けた制度（データベース等や関連技術に係る保護制度の検討、データの管理・契約実態の調査等）
 - － AI、IoTの実装に向けた知的財産の協調利用の促進（標準必須特許（標準規格の実施に当たり必須となる特許）や知財トロール（保有する権利を悪意をもって濫用する者）への対応等）